

第 20 回検討会

- 各論「沖縄の振興及び自立的発展への貢 献」「広報・情報公開、その他法令遵守 等」に関する参考資料 -

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第 14 条に基づく

検討に向けた OIST の取組等に関する評価の視点について

(添付資料 1-1)

沖縄科学技術大学院大学学園法 附則第 14 条に基づく検討に向けた

OIST の取組等に関する評価の視点について体系イメージ

(添付資料 1-2)

関連条文等(「沖縄の振興及び自立的発展への貢献」「広報・情報

公開、その他法令遵守等)」

(添付資料 1-3)

H30 年度内閣府委託調査報告書(抜粋)

(添付資料 1-4)

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第 14 条に基づく検討に向けた OIST の取組等に関する評価の視点について

平成 31 年 3 月

I. 評価のあり方について

沖縄科学技術大学院大学（OIST）は、平成 23 年の創設以来、世界最高水準の科学技術に関する教育研究を通じて「沖縄の振興と自立的発展」、「世界の科学技術の発展に資する」という目的のために、徐々に規模を拡大するとともに、すでに博士課程の修了生を輩出するなど、開学から 8 年目を迎え、更なる発展に向け取り組みを進めているところ。一方、沖縄科学技術大学院大学学園法（以下、「学園法」という。）附則 14 条に「国は、この法律の施行後十年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、その検討に向けては OIST に対する総合的な評価が求められるところ。

そのため、昨年より、内閣府の沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会（以下、「OIST 検討会」という。）において、OIST の運営や取組を評価するための論点整理等を進めてきたところ。これまでの議論を踏まえ、今後の評価については、次の通りの方向で行うこととする。

第一に、学園法に規定されている目的を第一におきつつも、OIST が掲げるミッションステートメントの達成状況について、評価することを基本とする。第二に、その際には、これまでの日本にはない OIST の挑戦的な性格や創設から 10 年を迎えようとするとはいえ未だ成長過程にある点に十分に配慮し、OIST の世界最高水準、国際性、柔軟性等の特色を踏まえつつ、適切な国際的なベンチマーク等のデータやエビデンスを活用したできる限り客観的な評価を行うことを基本とする。第三に、個別の教育や研究については、原則として OIST 検討会が直接評価を行うのではなく OIST が行う自己評価等の適切性を第三者の立場から評価することを基本とする。

II. 評価の視点について

これまでの議論を踏まえ、今後の OIST 検討会における評価の視点は次の通りとする。なお、来年度の OIST 検討会においては、原則として、この評価の視点ごとに、OIST の現状を確認し、議論を進めていく予定であるが、各論においては、視点に含まれる取組の相互関係、教育研究や沖縄の振興・自立的発展への貢献等、項目横断的な取組の間のシナジー効果にも留意し、議論の進展を踏まえ、必要に応じて、評価の視点にも反映することを検討する。

1. 組織運営

【評価の視点】

経営や運営にあたる人材の確保・教育も含め、世界最高水準の教育研究を行う学校運営に相応しい組織体制を構築し、機能しているかどうか。

2. 教育研究

(1) 教育

学生の獲得

【評価の視点】

国際的な科学研究の世界で指導的役割を担える可能性と意欲を持つ、国内外の優秀な学生の獲得を行っているか。

学生の養成

【評価の視点】

学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自律性に富んだ人材として養成するために、世界最高水準の教育及び必要な支援を提供しているか。

(2) 研究

研究実施体制

【評価の視点】

国際的な経験と見識を持ち合わせた卓越した教員の任用・奨励等を通じ、世界最高水準の研究大学院としての研究実施体制を構築しているか。

研究の水準・成果等

【評価の視点】

世界最高水準の学際的な研究を推進するとともに、研究を通じて新たな知見を追求し、国際的に卓越した科学技術に関する研究成果を創出しているか。

学術連携

【評価の視点】

世界の科学コミュニティとの緊密なネットワークを構築しているか。

3. 沖縄の振興及び自立的発展への貢献

(1) 教育研究

【評価の視点】

沖縄の特性や資源を活かすなど、沖縄の振興及び自立的発展に資する教育研究がなされているか。

(2) 産学連携

【評価の視点】

イノベーションの創出、イノベーション・エコシステムの形成に向けて、研究成果の活用が促進されているか。

(3) 地域交流等

【評価の視点】

沖縄県民との交流等を通じ、沖縄の教育や科学技術の発展に貢献しているか。

4 . 広報、情報公開、その他法令遵守等

(1) 広報

【評価の視点】

OIST の認知度の向上に向けて、その活動に関して適時、適切にわかりやすく正確な情報を提供しているか。

(2) 情報公開

【評価の視点】

学園の経営内容に関する情報公開を徹底し、業務運営における透明性を確保できているか。

(3) その他法令遵守等

【評価の視点】

公の法人として求められるその他の義務や責任を果たしているか。

5 . 財務

(1) 予算執行の有効性、効率性、適切性

【評価の視点】

これまでの予算について、有効、効率的かつ適切な執行がなされているか。

(2) 自立的財政基盤の構築

【評価の視点】

自立的な経営に向けて、競争的資金、企業からの研究資金、寄付金その他の自己収入の安定的な確保、財政基盤の強化が果たされているか。

沖縄科学技術大学院学園法 附則第 14 条に基づく検討に向けた
OIST の取組等に関する評価の視点について体系イメージ

添付資料 1 - 2

大項目	中項目	小項目	評価の視点	視点に含まれる主な取組等（例）	参考となる主な指標等（例）
1. 組織運営			経営や運営にあたる人材の確保・教育も含め、世界最高水準の教育研究を行う学校運営に相応しい組織体系を構築し、機能しているかどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 経営にあたる人材の確保に係る取組 運営にあたる人材の確保・教育に係る取組 理事の選任、理事会の活動状況 評議員の選任、評議会の活動状況 監事の選任、活動状況 学長の選定等に係る取組 組織・運営体制の強化に係る取組（規模拡大等に伴う体制の変遷等） 毎年度の事業計画の策定、実績の報告 国との連携に係る取組（内閣府との定例協議会の開催等） 	<ul style="list-style-type: none"> 経営にあたる職員数 運営にあたる職員数
2. 教育研究	(1)教育	学生の獲得	国際的な科学研究の世界で指導的役割を担える可能性と意欲を持つ、国内外の優秀な学生の獲得を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 学生の募集に係る取組 学生の選抜に係る取組 	<ul style="list-style-type: none"> 博士課程への応募者・合格者・入学者（日本人および外国人）の数、定員に対する比率 入学者の水準（出身大学等）
		学生の養成	学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自律性に富んだ人材として養成するために、世界最高水準の教育及び必要な支援を提供しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 教育内容・カリキュラム（ラボローテーション等） 学生の修学の援助に係る取組 学生の進路選択の援助に係る取組 学生の心身健康に関する相談その他の援助に係る取組 教育研究活動に関する環境整備に係る取組（図書室や情報システム等） 	<ul style="list-style-type: none"> 在校生の論文発表数、受賞実績 外部の奨学金等を獲得した学生数 博士課程の標準修了年限修了率 卒業後の進路
	(1)研究	研究実施体制	国際的な経験と見識を持ち合わせた卓越した教員の任用・奨励等を通じ、世界最高水準の研究大学院としての研究実施体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 教員・研究員の獲得に係る取組 教員・研究員の評価に係る取組（テニュア審査等） 教員・研究員の能力向上に係る取組 	<ul style="list-style-type: none"> 教員・研究者の応募者、オファー、採用者の数、募集枠に対する比率 採用した教員・研究者の水準（受賞実績等） ユニット評価・テニュア審査の実施実績
		研究の水準・成果等	世界最高水準の学際的な研究を推進するとともに、研究を通じて新たな知見を追求し、国際的に卓越した科学技術に関する研究成果を創出しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動の評価に係る取組（ピアレビュー等） 研究活動の支援に係る取組 他の大学や研究機関との共同研究に係る取組 複数ユニットによる学際的な研究活動に係る取組 研究成果の発信、公表に係る取組 	<ul style="list-style-type: none"> 研究に関する受賞数 研究助成金の申請件数、採択件数及び金額 発表論文の数、トップ 10%論文率、トップ 1%論文率、国際共著率 研究に要した費用（PI・論文あたりの費用等） 他大学・研究機関との共同研究数 複数ユニットによる共同研究数 研究成果に関する記者公表及び記者会見数
		学術連携	世界の科学コミュニティとの緊密なネットワークを構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 大学や研究機関との連携に係る取組 科学技術に関する研究会の開催に係る取組 	<ul style="list-style-type: none"> 大学・研究機関との連携協定数 学会、シンポジウム等のイベント開催数、参加者数 OIST 研究施設の外部利用者数

大項目	中項目	小項目	評価の視点	視点に含まれる主な取組等（例）	参考となる主な指標等（例）
3．沖縄の振興及び自立的発展への貢献	(1)教育研究		沖縄の特性や資源を活かすなど、沖縄の振興及び自立的発展に資する教育研究がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の特性や資源に関係した研究活動に係る取組 ・沖縄県等から資金を得ている研究活動に係る取組 ・地域の企業と連携した研究活動に係る取組 ・沖縄におけるイノベーション促進に向けた、地域、国内、海外機関等との連携に係る取組 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県等から資金を得ている研究活動の数、獲得資金 ・地域の企業と連携した研究活動数 他
	(2)産学連携		イノベーションの創出、イノベーション・エコシステムの形成に向けて、研究成果の活用が促進されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション・エコシステムの形成に向けた戦略・体制整備に係る取組 ・特許化促進・ライセンス契約の締結の促進に係る取組 ・研究成果（発明）の商業化支援に係る取組 ・企業からの共同研究・受託研究に係る取組 ・起業活動、スピンオフ企業の育成に係る取組 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産（発明の開示数、特許申請及び取得数等） ・将来の連携を見込んだ企業との正式なコンタクト数 ・産業界との連携事業数（連携協定、共同研究契約、特許活用件数等） ・OIST 発ベンチャー企業の数と実績 他
	(3)地域交流等		沖縄県民との交流等を通じ、沖縄の教育や科学技術の発展に貢献しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県内の大学や研究機関との学术交流に係る取組 ・訪問プログラム、出張授業等の教育啓発活動に係る取組 ・関係する沖縄の地方公共団体との連携に係る取組（沖縄科学技術大学院大学 発展促進県民会議の活動等） 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・視察や来訪者の数（オープン・キャンパスへの来訪者数を含む） ・キャンパスを訪れた県内児童・生徒数 ・県内児童・生徒を対象とした講義やイベントの数 ・外部主催の国際会議及びワークショップの数、及びその参加者数 ・沖縄出身の教員、職員、学生の数 他
4．広報、情報公開、その他法令順守等	(1)広報		OIST の認知度の向上に向けて、その活動に関して適時、適切にわかりやすく正確な情報を提供しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリースや記者会見等の開催に係る取組 ・キャンパス見学、オープンキャンパスの開催に係る取組 ・一般向けのイベントの開催に係る取組（OIST フォーラム等） ・ホームページの運営に係る取組 ・SNS 等を通じた情報発信に係る取組 他 	
	(2)情報公開		学園の経営内容に関する情報公開を徹底し、業務運営における透明性を確保できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画や実績の公開に係る取組 ・財務情報の公開に係る取組 ・情報開示請求に係る取組 他 	
	(3)その他法令遵守等		公の法人として求められるその他の義務や責任を果たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理、危機管理に係る取組（職員の安全対策、BCP の作成等） ・男女共同参画に係る取組 他 	
5．財務	(1)予算執行の有効性、効率性、適切性		これまでの予算について、有効、効率的かつ適切な執行がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算配分の優先付けに係る取組 ・予算の執行に係る取組 ・業務運営における効率化を図るための取組 ・不正の防止に係る取組 ・不適切な執行等への対応に係る取組 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算の実績 ・競争入札等による契約比率 ・PI や論文あたりの予算額 他
	(2)自立的財政基盤の構築		自立的な経営に向けて、競争的資金、企業からの研究資金、寄付金その他の自己収入の安定的な確保、財政基盤の強化が果たされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立的財政基盤の構築に向けた戦略・体制整備に係る取組 ・競争的資金の拡大に係る取組 ・企業からの研究資金（共同研究・受託研究）の拡大に係る取組 ・寄付金の拡大に係る取組 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金の採択状況（申請件数、採択件数及び金額） ・企業からの研究資金（共同研究・受託研究）の状況（件数及び収入額） ・寄付金額（件数及び収入額） 他

参考条文等
（沖縄への振興及び自立的発展への貢献）
（広報、情報公開、その他法令順守等）

沖縄科学技術大学院大学学園法（抜粋） （平成二十一年七月十日法律第七十六号）

施行：平成二十三年十一月一日
最終改正：平成二六年四月二日法律第一五号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

第二章 沖縄科学技術大学院大学学園

（学園の目的）

第二条 沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学として沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

（業務）

第三条 学園は、次に掲げる業務を行う。

- 一 沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。
 - 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する相談その他の援助を行うこと。
 - 三 学園以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - 四 沖縄科学技術大学院大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - 五 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。
 - 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 学園は、経営内容に関する情報の公開を徹底することにより、業務の運営における透明性を確保するよう努めなければならない。

（事務所）

第四条 学園は、主たる事務所を沖縄県に置くものとする。

（理事会の運営の特例）

第五条 学園は、私立学校法第三十六条第四項の規定にかかわらず、寄附行為で定めるところにより、理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができる。この場合にお

いて、学園に関する同条第三項の規定の適用については、同項中「理事長」とあるのは、「議長」とする。

(事業計画)

第九条 学園は、毎会計年度の開始前に、内閣府令で定めるところにより、その会計年度の事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画は、沖縄の振興及び自立的発展に配意されたものであるとともに、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならない。

(書類の作成等)

第十二条 学園は、内閣府令で定める基準に従い、会計処理を行い、及び貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 学園は、毎会計年度終了後三月以内に、前項に規定する書類に内閣総理大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(国及び関係する沖縄の地方公共団体との連携)

第十三条 学園は、沖縄科学技術大学院大学の運営に当たっては、国及び関係する沖縄の地方公共団体と密接な連携を図らなければならない。

附 則 (抄)

(検討)

第十四条 国は、この法律の施行後十年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則（抜粋） （平成二十三年内閣府令第五十九号）

施行：平成二十三年十一月一日

沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)第九条第一項、第十一条及び第十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則を次のように定める。

(事業計画の作成)

第一条 [沖縄科学技術大学院大学学園法](#) (以下「法」という。) [第九条第一項](#)に規定する事業計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- 一 沖縄科学技術大学院大学における教育研究に関する事項
- 二 沖縄科学技術大学院大学学園(以下「学園」という。)の業務運営における適切性及び透明性の確保並びにその効率化に関する事項
- 三 学園の財政基盤の強化に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、学園の業務に関する事項

(事業計画の認可の申請)

第二条 学園は、法[第九条第一項](#)前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、当該会計年度開始三十日前までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 収支予算書
- 二 前会計年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 当該会計年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業計画の参考となる書類

2 学園は、法[第九条第一項](#)後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該変更後の事業計画を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した同項各号の書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(会計の原則)

第六条 学園の会計については、この府令の定めるところにより、この府令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 [金融庁組織令](#)(平成十年政令第三百九十二号) [第二十四条第一項](#)に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 学園に適用する会計の基準として内閣総理大臣が別に公示する沖縄科学技術大学院大学学園会計基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

沖縄科学技術大学院大学学園 寄附行為（抜粋）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）と称する。

（事務所）

第2条 学園は、事務所を沖縄県国頭郡恩納村字谷茶1919番地1に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 学園は、沖縄科学技術大学院大学学園法に定める学校法人として、沖縄において、学校教育法に規定する大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする。

（設置する学校）

第4条 学園は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
沖縄科学技術大学院大学（以下「大学」という。）
科学技術研究科

第5章 資産及び会計

（会計）

第31条 学園は、内閣府令で定める基準に従い、会計処理を行い、及び貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

（予算及び事業計画）

第32条

1. 学園の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。
2. 学園は、毎会計年度の開始前に、内閣府令で定めるところにより、前項の事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
3. 第1項の事業計画は、沖縄の振興及び自立的発展に配慮されたものであるとともに、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならない。

（決算及び実績の報告）

第34条

1. 学園の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
3. 学園は、毎会計年度終了後3月以内に、第31条に規定する書類に内閣総理大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条

1. 学園は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
2. 学園は、第1項の書類及び第15条第1項第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、学園の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第8章 補則

(情報の公開)

第42条

1. 学園は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、情報の公開を行わなければならない。
2. 情報の公開に関する事項は、別にこれを定める。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（抜粋） （平成十三年法律第四百十号）

施行：平成十三年十二月五日

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、[独立行政法人通則法](#)（平成十一年法律第百三号）[第二条第一項](#)に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 [公文書等の管理に関する法律](#)（平成二十一年法律第六十六号）[第二条第七項](#)に規定する特定歴史公文書等
- 三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
- 四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であって、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

第二章 法人文書の開示

（開示請求権）

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する法人文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を独立行政法人等に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - 二 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項
- 2 独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- (法人文書の開示義務)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等([国家公務員法](#)(昭和二十二年法律第一百二十号)[第二条第一項](#)に規定する国家公務員([独立行政法人通則法第二条第四項](#)に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、[地方公務員法](#)(昭和二十五年法律第二百六十一号)[第二条](#)に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人([地方独立行政法人法](#)(平成十五年法律第一百十八号)[第二条第一項](#)に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二 [行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律](#)(平成十五年法律第五十八号)[第二条第九項](#)に規定する行政機関非識別加工情報([同条第十項](#)に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。)若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた[同条第五項](#)に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。)から削除した[同条第二項第一号](#)に規定する記述等若しくは[同条第三項](#)に規定する個人識別符号又は[独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律](#)(平成十五年法律第五十九号)[第二条第九項](#)に規定する独立行政法人等非識別加工情報([同条第十項](#)に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以

下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。)若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた[同条第五項](#)に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))から削除した[同条第二項第一号](#)に規定する記述等若しくは[同条第三項](#)に規定する個人識別符号

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

八 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報(第五条第一号の二に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以内に行なければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの法人文書について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第十二条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた独立行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が、第九条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第十三条 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。)第三条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。)と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるとき。

二 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

三 開示請求に係る法人文書が行政機関(行政機関情報公開法第二条第一項に規定する行政機関をいう。次項において同じ。)により作成されたものであるとき。

四 その他行政機関の長において行政機関情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十四条 開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条第二項及び第二十条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている法人文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十五条 法人文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して独立行政法人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあつては、独立行政法人等は、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 独立行政法人等は、[行政機関情報公開法第十四条第一項](#)の規定に基づく政令の規定を参酌して前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、独立行政法人等に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第十六条 独立行政法人等は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る法人文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該法人文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第十七条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、[行政機関情報公開法第十六条第一項](#) の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、[行政機関情報公開法第十六条第三項](#)の規定に基づく政令の規定を参酌して独立行政法人等の定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 独立行政法人等は、前三項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 審査請求等

（審査請求及び審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、[行政不服審査法](#)（平成二十六年法律第六十八号）[第九条](#)、[第十七条](#)、[第二十四条](#)、第二章第三節及び[第五十条第二項](#)の規定は、適用しない。

3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての[行政不服審査法](#) 第二章の規定の適用については、[同法第十一条第二項](#)中「[第九条第一項](#)の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「[第四条](#)の規定により審査請求がされた行政庁（[第十四条](#)の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、[同法第十三条第一項](#)及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、[同法第二十五条第七項](#)中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、[同法第四十四条](#)中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、[同法第五十条第一項第四号](#)中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第十九条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る法人文書の全部を開示することとする場合(当該法人文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- 一 審査請求人及び参加人([行政不服審査法第十三条第四項](#)に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。)
 - 二 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - 三 当該審査請求に係る法人文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第二十条 第十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る法人文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
- (訴訟の移送の特例)

第二十一条 [行政事件訴訟法](#)(昭和三十七年法律第百三十九号) [第十二条第四項](#)の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合においては、[同法第十二条第五項](#)の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟([同法第三条第一項](#)に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は[同法第十二条第一項](#)から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2 前項の規定は、[行政事件訴訟法第十二条第四項](#)の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第四章 情報提供

第二十二條 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

- 一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
 - 二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
 - 三 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報
- 2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第五章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十三條 独立行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、[公文書等の管理に関する法律第十一条第三項](#)に規定するもののほか、当該独立行政法人等が保有する法人文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

- 2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十四條 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(政令への委任)

第二十五條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

別表第一(第二条関係)

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)

株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
株式会社日本貿易保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)
新関西国際空港株式会社	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

平成 30 年度沖縄振興推進調査
「学園法の施行状況等の検討に向けた
国内外大学・研究機関等に対する
評価の在り方等に関する調査」
調査報告（抜粋）

2019 年 3 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

【各大学の外部連携に関する取組】

○JAIST¹

産学官連携本部を設置し、産学連携や地域連携の促進に積極的に取り組んでいる。産学連携本部の関係している協定としては、①熊本大学との間での「熊本地震からの復興支援に向けた連携及協力に関する協定」、②「社会福祉法人北伸福祉会及び学校法人金城学園との間における連携・協力に関する包括協定」を締結している。①は地域連動型産学官金連携活動の熊本での展開、②は福祉分野における総合的デザインに関する共同研究など、様々な分野の協働を行っている。

また、地元自治体等との連携協定としては、能美市、小松市や株式会社北國銀行など、石川県を中心として地域連携を行っている。職場体験学習の受入や「サイエンスヒルズこまつ」(小松市が設置するものづくり・科学の技術を体験する施設)における科学教室などの情報発信などを行っている。

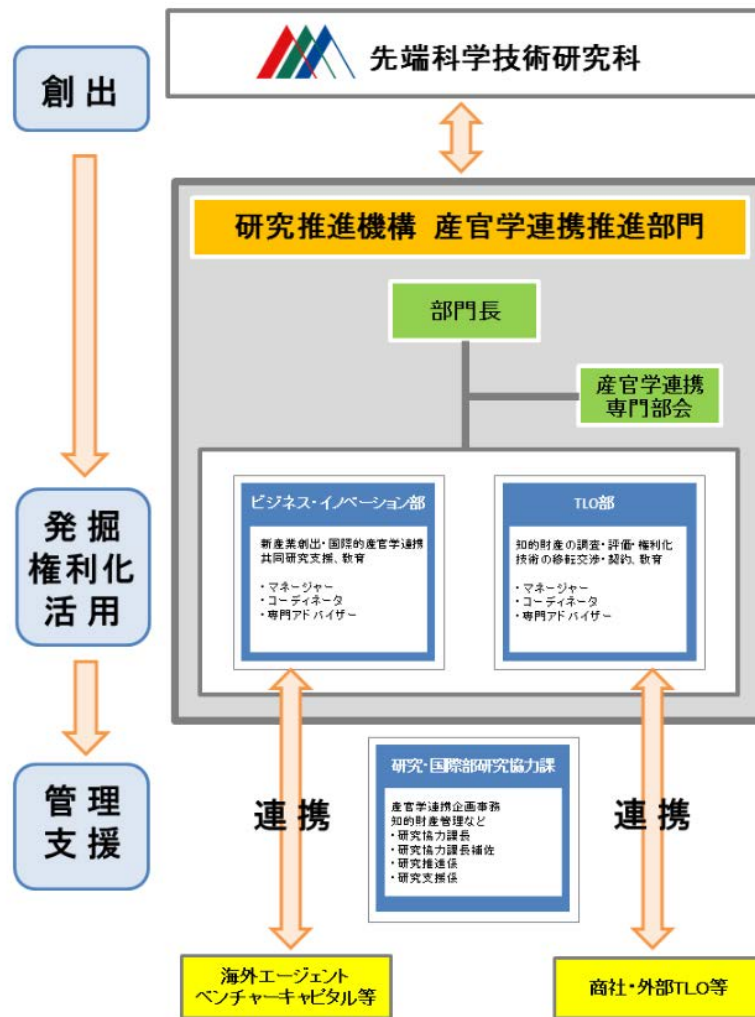
○NAIST²

図表 124 産官学連携推進部門の推進体制のとおり、研究推進機構産官学連携推進部門が、各種連携の推進を担っている。制度として、民間企業等との共同研究制度、受託研究制度、研修員制度、寄付金制度、寄付研究室制度、受託試験制度を設けている。またサービスとして、科学技術相談や支援育成プログラムのほか、「未来テーマ探索融合産学研究」として、企業の研究者を受託研究員として招き、教員、スタッフと共同で、先端科学技術領域における未来の科学技術を担う研究テーマを発掘するプロジェクトを行っている。

¹ 11.2 大学機関の基礎情報より抜粋（調査報告書 P128～129）

² 12.2 大学機関の基礎情報より抜粋（調査報告書 P137～138）

図表 1 産官学連携推進部門の推進体制



(出所)NAIST 産官学連携推進部門HP

民間企業等との共同研究制度には、「集中型」と「分担型」の2形態があり、「集中型」では、企業等から研究者及び直接経費(研究設備の持ち込みも可)を大学で受け入れ、共通の課題について教員と企業等が「共同」して研究を行う。

「分担型」は共通課題について、企業等と教員が「分担」して行う研究で、企業等から直接経費のみ(または、研究者及び直接経費)を受け入れて研究を行う。この研究で取得する特許は、基本的に大学と企業との共有となる。平成29年度において、198件、269,148千円の受入を行っている。

○カリフォルニア工科大学³

主な外部機関としてJet Propulsion Laboratory (JPL、日本語ではジェット推進研究所と訳すことが多い。)がある。この始まりは1930年代にカリフォルニア工科大学によって設立されたことだが、1958年以降はCaltech for NASAが管理し、太陽系のロボット探査等を行っている。この分野では、米国の中心地であると言える。JPLは連邦資金援助研究開発センターの一つとして位置付けられている。

最近立ち上げられたミッションには、火星科学研究所、ジュノ、ジェイソン3、ヌスターなどがあるが、本学及びJPLを拠点とする科学者は、惑星探査、地球科学、宇宙天文学に焦点を当てたミッションに協力している。100を超える研究・ミッションの共同研究を行っている。

当研究所は、NASAとの費用負担可能な契約の下で、管理されており、JPLの土地、建築物、設備は米国政府が所有している。

この他、Caltech Seismological Laboratory(地震学研究所)があり、地球物理学研究の卓越した機関として国際的に認識され、地震研究を行い、南カリフォルニアと世界各地で起きている地震情報の有力な情報源を提供している。

○インペリアル・カレッジ・ロンドン大学⁴

2014年にICLは企業分析分野で会計事務所大手のKPMGと大規模なコラボレーションを開始した。ICLにKPMG Centre for advanced Business Analyticsを設置し、世界有数のデータ科学者や企業研究者をKPMGの世界的なプロフェッショナル・サービスの実務家と結びつけている。なお、企業分析については、企業における重要な問題を解決するための新たな方法の開発に取り組んでおり、データ科学の基礎を研究するデータ科学研究所を2013年に設立していた。このセンターでは研究とインパクトに重点を置き、機会、リスクを特定する理論、方法および技術を開発し研究の妥当性を高めることを目指している。

³ 13.2 大学機関の基礎情報より抜粋（調査報告書 P145～146）

⁴ 14.2 大学機関の基礎情報より抜粋（調査報告書 P154）

○シンガポール国立大学⁵

NUSの年次報告書では、Education、Researchと並び、「entrepreneurship」が章立てされており、起業家精神の涵養や、起業家支援の取り組みが紹介されている。

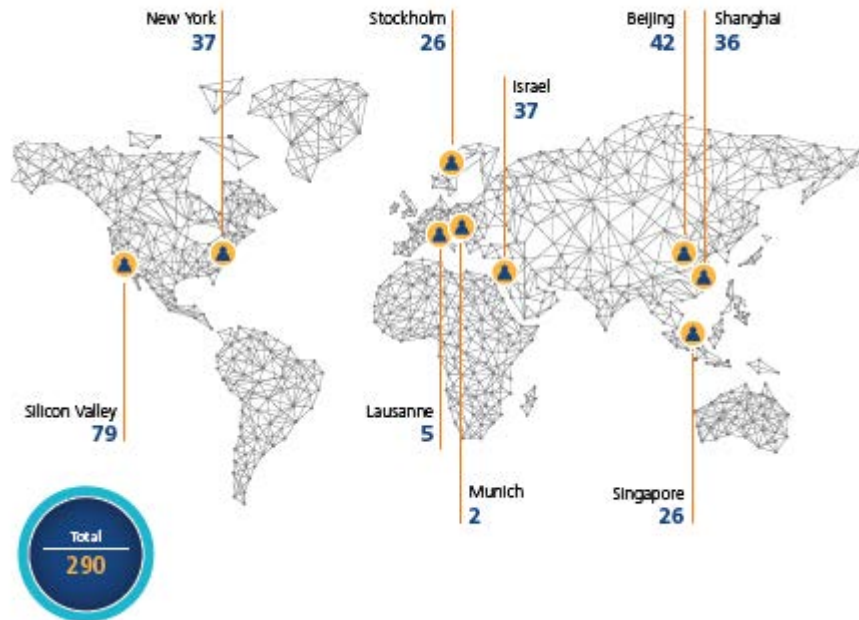
特に、NUSは起業家のインキュベーションのための事業として「NUS Enterprise」を実施しており、アジアにおける大学を基盤とした起業家の「生態系(ecosystem)」を作ることを目指している。NUS Enterpriseは、1988年にNUS内の組織として設立されたNUS Entrepreneurship Centre (NEC)をルーツに持ち、その機能を傘下に収める形で2001年に設立された。評議会の委員長としてシンガポール航空のChief Executive Officer兼SIA Engineering Companyのボードディレクターを務めるGoh氏を抱え、以下5名の実業家からなる評議会により意思決定が行われている。

NUS Enterpriseによる具体的なプログラムは多岐にわたるが、中でも、NUSの学生向けに世界各国のスタートアップでフルタイムのインターンシップに参加しながら、近隣の提携大学でアントレプレナーシップに関する講義を履修できるプログラムである「NOC (NUS Overseas Colleges) Programme」を実施しており、以下の図表153の通り、2018年7月時点で290の学生が派遣されており、特徴的な取り組みと考えられる。また、NOC Singapore Programmeとして、国内企業で学ぶ機会や、各種イベントや起業家育成の機会、また大学の研究者と民間企業とのマッチングを促進する機会などを提供している。

⁵ 15.3 主な取組・特徴等について（調査報告書 P167）

図表 2 NUS Overseas colleges (NOC) programme の参加学生数

NUS STUDENTS AT NUS OVERSEAS COLLEGES FOR ACADEMIC YEAR 2017/18
(AS AT JULY 2018)



(出所) シンガポール国立大学アニュアルレポート2018

また、統合理工学大学院においてもアントレプレナーシップが重視されており、PhD取得のためのプログラムの中に、「PhD-MBA」という名称で、起業家精神を持つ科学者、工学者を輩出することを目的としたコースが用意されている点も特徴と言える。これは大学院における4年間の学位取得プログラムと、同大学内のMBAコースをどちらも修めるコースとなっており、先述した複数先行取得の推進とも強い関連性が見られる。

○KAIST（韓国科学技術院）⁶

国外については、NASAエイムズ研究所-KAIST Post-Doc Research Exchangeとは2008年から毎年1～2名の研究者を派遣しているほか、国際共同研究としては2013年にサウジアラムコ・カイトCO₂ Managementセンターを開設している。

⁶ 16.2 大学機関の基礎情報より抜粋（調査報告書 P172）